

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置

機械装置を購入する時に経営力向上計画の認定を受ければ、固定(償却)資産税が3年間、1/2になると聞いたのですが、どのような手続をすればいいのか教えてください。

1. 制度の概要

資本金1億円以下の会社や個人事業主などは、経営力向上計画の認定を受けた場合に、認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定(償却)資産税が3年間、1/2になります。

経営力向上計画の認定を受けるためには、事業分野別の主務大臣宛てに、①申請書②工業会等による証明書③チェックシートなどの書類を提出する必要があります。

そして、認定を受けた後、毎年1月31日期限の固定(償却)資産税の申告書の提出の際に、経営力向上計画の認定書等を添付することで、固定(償却)資産税の3年間の軽減措置を受けることができます。

2. 機械及び装置の内容

固定(償却)資産税の軽減対象となる一定の機械及び装置とは、①一台または一基の取得価額が160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年1%以上向上する等の要件を満たすものです。計画

申請の際に工業会等の証明書が必要になりますが、証明書が発行された場合は、②の要件を満たします。

工業会等の証明書は、購入先の設備メーカーを通じて発行を申請し、取得してください。証明書を取得するのに時間がかかることがありますので早めに申請してください。また、産業競争力強化法の生産性向上設備等の証明書とは異なりますので、間違えないように注意して申請を行ってください。

3. 期間の制限など

固定(償却)資産税の軽減措置を受けるためには、機械及び装置の取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。前述の工業会等の証明書の発行が遅れた場合は、申請に間に合わないことがありますので、前もって証明書を発行してもらうように気を付けてください。

また、年末までに認定が受けられない場合は、固定(償却)資産税の軽減措置を受けることができる期間が2年のみになりますので注意してください。

固定資産税減税以外の特典としては、計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援(低利融資、信用保証等)や、補助金の優先採択などがあります。

経営力向上計画の認定を受ける際には、認定経営革新等支援機関の支援を受けることができますので、商工会議所や税理士等の認定機関にご相談ください。